12月22日時点でご登録い ただいているご住所 パートナー番号: 987654 〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ソーモニーマンション301号 世界 花子 様 当団体へのご登録名

料金後納郵便 ご支援を 感謝いたします

領収証在中(寄付金控除等用)

申請時まで大切に保管してください。

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

〒164-0012

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー3F TEL:03-5334-5351(直通) FAX:03-5334-5359

www.worldvision.jp

重 要

す

当団体へのご登録名

領収証 26生都地第706号 認定日 平成26年 8月 1日

認定日

領収証No. 999999 <u>発行日: 2113/1/17</u> パートナー番号: 987654

世界 花子 様

認定番号(東京都からの認定通知書に記載された番号)

<ご支援金明細> 対象期間 : 2112年1月1日から2112年12月31日まで

入金日	金 額	細	目	入金日	金 額	細	B	
2112/2/9		チャイルド・スポンサ						
2112/4/16		チャイルド・スポンサ						
2112/5/8		チャイルド・スポンサ				_		
2112/6/15	4,500	チャイルド・スポンサ	ーシップのため	同日、同細目	は1行で印字			
2112/6/30	,	夏期募金	<u> </u>		10:213 2:11 3			
2112/7/14		チャイルド・スポンサ						
2112/8/10		チャイルド・スポンサ						
2112/9/12		チャイルド・スポンサ						
2112/10/16	9,000	チャイルド・スポンサ	ーシップのため					
2112/11/10	9,000	チャイルド・スポンサ	ーシップのため					
2112/12/12	9,000	チャイルド・スポンサ	ーシップのため					
2112/12/12	10,000	クリスマス募金						
ご送金方法等により実際のお支払日と当団体での入金日が			領収金額合計	¥112,000				
異なる場合が	あります。					_		
							注意事項	

お知らせ

- □ コンビニエンスストアからの12月16日以降のご送金は、金融機関の都合により2113年の入金となります
 内容にご不明な点がございましたら、ワール・ビジョン・ジャパン(TEL03-5334-5351)までお問い合わせください
 前ページの「寄付金控除等について」をお読みください

│ │ │ │ │ │ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	999999
領収対象期間 2112年1月1日から2112年12月31日まで	
上記の通り特定非営利活動に係わる事業に対する寄付金として領収いたしました。 領収者	
特 定非営利活動法人 (認定NPO法人) ワールド・ビジョン・ジャ	THE STATE OF THE S
理事長榊原質	
〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 / ーモニータフ TEL: 03-5334-5350 FAX: <u>0</u> 3-8-34-535	_3_

ご支援者の皆さまへ

日頃はワールド・ビジョン・ジャパンの活動にご支援ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。ここに領収証をお送りいたします。 当団体は、2002年5月、国税庁により「認定NPO法人」として認定され、その後のNPO法の改正を受け、2014年8月に東京都により 改めて認定されています。これにより、皆さまからの支援金は寄付金控除等の対象となり、一定の要件の下に税制上の優遇措置が 受けられます。この制度をぜひご活用ください。 どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 事務局長 木内 真理子

「寄付金控除等について」

- 個人の方からの支援金は、特定寄付金とみなされ寄付金控除等の対象となります。2011年1月1日以降の支援金については、「税額控除」と「所得控除」から有利な方を選択できるようになりました(多くの場合、「税額控除」を選択することにより、より大きな額の所得税の還付が受けられます。詳細は税務署でご確認ください)。また、個人住民税等においても寄付金控除等の対象となる場合があります(例えば、東京都と神奈川県の住民税につきましては、東京都は2009年1月以降、神奈川県は2012年1月以降のご寄付より対象となっています)。 所轄税務署で確定申告を行ってください(年末調整等では控除の適用は受けられません)。

- (通常の確定申告時期:毎年2月16日~3月15日) 確定申告書提出の際に、当団体の発行した「領収証」を添付してください。

「鏡収証」は毎年1月下旬に、前年1年間(1月1日~12月31日)に当団体が領収した寄付金について発行いたします。

〇法人の方

- びぶ入の方 ・ 法人の方からの支援金は、一般の寄付金等の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入をすることができます。損金算入 できる金額の計算には、他の認定NPO法人、公益財団法人や公益社団法人等に対する寄付金も含まれますのでご注意ください。 ・ 寄付した日を含む事業年度の確定申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当団体の発行する「領収証」は大切に保管してください。 ・ 決算月の翌月に、事業年度1年分の「領収証」を発行いたします。決算月のお知らせがない場合、「領収証」は毎年1月下旬に、前年1年間(1月 1日~12月31日)に当団体が領収した寄付金について発行いたします。

- ・相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得財産等を相続税の申告期限内に寄付してくださった場合、一部の場合を除き、寄付金額には 相続税が課税されません。
- ・ 相続税の申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当団体の発行する「領収証」を添付してください。 ・ 相続財産等をご寄付くださる場合には、事前にワールド・ビジョン・ジャパン(03-5334-5351)までご連絡ください。
- この優遇措置を受けるためには、相続税の申告期限までにご寄付いただく必要があります。

○お願い・ご注意

- ・ 紛失などによる領収証の再発行はいたしかねます。 申告時まで大切に保管してください。
- ご送金方法によっては、当団体や金融機関等の事務処理上、<u>ご支援金の入金日が実際のお支払日や口座お引落し日とは異なる場合がありますので</u>
- ・「<u>領収証」の宛名は、当団体へのご登録名とさせていただきます。</u>ご登録名に誤りがある場合は、ワールド・ビジョン・ジャパンまでご連絡ください
- ・ 寄付金控除等の制度に関するお問い合わせは、お近くの税務署までお尋ねください。また、個人住民税等に関しては、お住まいの都道府県・市区 町村の税務担当までお問い合わせください。

領収証発行に関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 電話 03-5334-5351 FAX 03-5334-5359 dservice@worldvision.or.jp

た問い合わせ内容によっては、別途事務手続きをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。